

# Japan tax alert

EY税理士法人

## ブラジル財務大臣、支払いと金融取引に税率0.2%~1%の課税の意向を発表

### EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

ブラジルの税制改革案の一環として、パウロ・ゲデス財務大臣(以下、「財相」)は、ジャイル・ボルソナロ政権が支払いと金融取引に賦課する新しい税を導入する意向であることを確認しました。この税は、以前の金融取引暫定負担金(CPMF - Contribuição Provisória sobre Movimentação Financeira)と似ていますが、より広範である可能性があります。

財相によると、金融取引に対する税金(Imposto sobre Transações Financeiras - 以下、「ITF」)は、経済目的があるか否かにかかわらず、すべての支払いと金融取引に課せられ、最大、年1,500億レアル(約360億米ドル)の歳入を生むとのこと。財務省は、税の徴収を銀行やその他金融システム焦点を当てることを示唆しました。

政権は、ITF税率によって次のように、既存税率を(部分的に)置き換えられる予定です。

- ▶ ITF税率が0.2%(以上0.4%未満)の場合、雇用主の社会保障負担(INSS負担費)は、現在の20%から13%に削減の可能性があります。
- ▶ ITF税率が0.4%(以上1%未満)の場合、純利益に対する社会保障負担は、現在法人の調整後利益の9%ですが、これが廃止され、INSS率の引き下げも合わせて行われます。
- ▶ ITF税率1%以上は、ブラジルで現在実施されている間接税に取って代わる可能性があります。

政権が提案する税率と差し替えられる税制は、議会在最終的にITF税率と、それによって差し替えられる税率を決定します。

ITFが特定の金融取引に10年間課税され、2007年に廃止された税であるCPMFに類似しているという事実が、多くの否定的な反応を引き起こしました。エコノミストの多くは、単純な銀行預金にも適用されるITFは累積的であり、ブラジルレアルのあらゆる段階で賦課されるため、中間層以下に重い負担をかける可能性があるとして指摘しています。

また、本件により、金融システムを介して商取引を完了するのではなく、税を回避するために現金ベースで取引を行うような傾向を生み出すかもしれません。したがって、ITFはいくつかの産業分野でコンプライアンスに影響を与える可能性があります。企業への影響は今後まだ検討する必要があります。

---

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

**Ernst & Young Serviços Tributários SP Ltda, São Paulo**

- ▶ Sérgio Fontenelle sergio.fontenelle@br.ey.com
- ▶ Ana Luiza Lourenco analuiza.lourenco@br.ey.com
- ▶ Washington Coelho washington.coelho@br.ey.com

**Ernst & Young LLP (United States), Latin American Business Center, New York**

- ▶ Gustavo Carmona Sanches gustavo.carmona1@ey.com
- ▶ Tiago Aguiar tiago.aguiar@ey.com
- ▶ Stefania Dalfre stefania.dalfre1@ey.com
- ▶ Ana Mingramm ana.mingramm@ey.com
- ▶ Enrique Perez Grovas enrique.perezgrovas@ey.com
- ▶ Pablo Wejcman pablo.wejcman@ey.com
- ▶ Tak Morimoto tak.morimoto@ey.com

**Ernst & Young LLP (United Kingdom), Latin American Business Center, London**

- ▶ Luciana Rodarte luciana.rodarte@uk.ey.com
- ▶ Jose Padilla jpadilla@uk.ey.com

**Ernst & Young Tax Co., Latin American Business Center, Japan & Asia Pacific**

- ▶ Raul Moreno, Tokyo raul.moreno@jp.ey.com
- ▶ Joe Kledis, Tokyo joe.kledis@jp.ey.com
- ▶ Luis Coronado, Singapore luis.coronado@sg.ey.com

## メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
  2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- \* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY\_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

### EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

## EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](http://ey.com/privacy) をご確認ください。EYについて詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2019 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20190926

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)